

第15号議案

品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

品川区奨学金貸付条例（昭和61年品川区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「修学困難な」を「修学等が困難な」に改め、「修学上必要な」を削り、「もつて有用な人材を育成する」を「奨学生の健やかな成長と社会的自立を図る」に改める。

第2条の表を次のように改める。

種類	限度額
在学応援資金	600,000円。ただし、既に貸付けを受けた在学応援資金がある場合にあつては、600,000円から既に貸付けを受けた在学応援資金の額を差し引いた額とする。
入学準備金	400,000円

第3条第1項各号列記以外の部分中「在学資金」を「在学応援資金」に改め、同項第1号中「修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学」を「経済的理由により修学することおよび修学に付随する課外活動等を行うこと」に改め、同項第2号中「区内に」を「前号に該当する者およびその保護者が貸付けの申請の日に区内に」に改め、同項第3号中「に限る。）」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、同項第4号を削り、同条第2項第1号

を次のように改める。

- (1) 経済的理由により修学することが困難な者であつて高等学校等に入学を許可されているもの（次号において「入学予定者」という。）の保護者であること。

第3条第2項第2号中「貸付け」を「前号の保護者および入学予定者（次号において「保護者等」という。）が貸付け」に改め、同項第3号中「同種」を「保護者等が同種」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（貸付けの申請）」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、同条を次のように改める。

（貸付けの決定および通知）

第5条 前条の申請があつたときは、区長は、毎年度予算の範囲内において品川区奨学金運営委員会の審議を経て、貸付けの可否および貸付額を決定し、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

第7条および第8条を削る。

第9条中「在学資金」を「奨学金」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「在学資金」を「在学応援資金」に、「貸付け終了の」を「高等学校等を卒業し、または退学した」に改め、同条を第7条とする。

第11条を削り、第12条を第8条とする。

第13条中「第10条」を「第7条」に改め、同条を第9条とし、第14条を第10条とする。

第15条第1項中「困難」を「困難な場合として別に区長が定める基準に該

当する」に改め、同条に次の１項を加え、同条を第１１条とし、第１６条を第１２条とし、第１７条を第１３条とする。

- 前項に規定するもののほか、区長は、在学応援資金の貸付けを受けた者が高等学校等を卒業し、別に区長が定める基準に該当すると認めるときは、品川区奨学金運営委員会の審議を経て、その全部または一部について返還を免除することができる。

付 則

- この条例は、平成３０年４月１日から施行する。
- 改正後の品川区奨学金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの決定を受けた奨学金について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた奨学金については、なお従前の例による。
- 施行日前に在学資金の貸付けの決定を受けた者が、改正後の条例の規定により在学応援資金の貸付けを受けようとするときの在学応援資金の貸付限度額は、改正後の条例第２条に規定する在学応援資金の貸付限度額から改正前の条例の規定により貸付けを受けた在学資金の額を差し引いた額とする。

（説明）在学応援資金を設置するとともに、入学準備金の貸付限度額を引き上げる必要がある。